

[団体の概要](N G O / N P O用)

団体名	東京都環境学習リーダー第8期 多摩川の水環境保全創出グループ		
所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-7-21 昭和株式会社 TEL: 03-5276-8771 FAX: 03-5276-8787 E-mail: Koji_Nakata@sho-wa.co.jp		
ホームページ	ありません。		
設立年月	2001年 4月 *認証年月日(法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	中田光治	担当者	金巻精一
組織	スタッフ 7名 (内 専従 0名)		事務所 あり・なし
	会員制度 (あり・なし)	正会員 7名 (内訳:個人 7名 / 団体・法人 0名) 賛助会員 0名 (内訳:個人 0名 / 団体・法人 0名) その他会員 0名	
設立の経緯	私たちのグループは、2001年4月に東京都環境局が主催した「東京都環境学習リーダー養成講座」で知り合いました。以来、毎月2~3回の学習と、特に11月~3月にかけては、多摩川を調査研究見学フィールドにして、ほぼ毎週土日に集まり、多摩川水環境改善の提言をまとめました。研究の成果は、平成14年3月に「多摩川の河川環境改善に関する報告書」としてまとめました。		
団体の目的	私たちのグループは、「東京都環境学習リーダー養成講座」のグループ活動を目的として、平成13年11月に結成しました。以来、ほぼ毎週土日に集まり、多摩川の現地調査、水生生物調査、水質調査、河川利用状況調査、河川利用者へのインタビュー調査等を行っています。また国土交通省、東京都、多摩川沿川の自治体、K P O 法人等にも出かけて資料収集を行い、施策を提言しました。		
団体の活動プロフィール	平成13年11月10日 グループ結成・顔合わせ等 " 11月25日 多摩川源流部見学・一ノ瀬川・奥多摩湖水質調査 " 11月27日 河川環境展に有志が参加 " 12月 2日 多摩川中流部見学・水質調査・水生生物調査等 " 12月11日 国土交通省京浜工事事務所にてヒアリング " 12月16日 多摩川下流部見学・水質調査・水生生物調査等 " 12月21日 東京都環境局環境評価部似てヒアリング・データ収集 " 12月23日 多摩川中流部見学・狛江市水辺の楽校ヒアリング等 14年 1月26日 多摩川中流部見学・大丸用水堰、府中市民の森等 " 2月15日 東京都下水道局北多摩一号処理場見学 " 3月 2日 「多摩川の河川環境改善中間報告書」作成 この他、グループ内部で20回程度の打ち合わせを行いました。		
財政	活動事業費 (平成13年度)	300,000 円	

団体・企業名	東京都環境学習リーダー第8期 多摩川の河川環境改善グループ	担当者名 中田光治ほか6名
--------	----------------------------------	------------------

[政策提言の内容]

*政策分野・手段の番号は参考資料をもとにお書きください。

政策のテーマ	多摩川の河川環境改善に関する提言 - 多摩川の源流部・上流部・中流部・下流部・河口部での対策 -		
政策の分野	番号	4 5	森林・緑地の保全・管理 健全な水循環・水環境の形成
政策の手段	番号	2 5 13	多摩川沿川のNPO法人等との連携 - 水辺の楽校、ビオトープ 奥多摩湖周辺森林の整備・河畔林の整備 市民参加による節水意識の向上 - 水利用量の提言
政策の目的			
多摩川の河川環境改善を、大きく 水量・水質、 水生生物、 レクリエーション施設、 生物のための生息空間確保の4つの視点で、現況、予測、改善方策としてとりまとめました。さらに、河川の上流から河口部の区分ごとに、河川環境改善方策を作成しました。 また、個人、NPO法人、企業、地方公共団体、国などそれぞれが果たすべき役割に関してもとりまとめました。			
提言を行うこととなった背景および現状の問題点			
上記、政策の目的で記述した4つの視点からまとめました。 水量・水質.....水量は昔に比べ、多摩川のいずれの区間でも減少している。また、水質もS45年時点よりは、改善されているが昔よりは水質汚濁が進展していました。 水生生物.....源流部、上流部はトピケラ、カワゲラ、ヒラタカゲロウ類等のきれいな水質に生息するものが、一方中流部以下では汚いところに生息する水生動物が見られました。 レクリエーション施設...源流部では、キャンプ場等が、上流部・中流部では、グランドがあまりにも多く、反面自然の水辺が減少していました。 生物のための生息空間...瀬と淵、濠筋等が消滅し、変わりに水辺の楽校、ビオトープ等人工的な生物のための生息空間が見られました。(ないよりはましですが...)			
政策の概要			
以下、多摩川の河川区分毎に述べることにします。 源流部.....小河内ダムより上流部で、一部山梨県も含まれる。水源林を保全することで、ダム湖への土砂流入の防止と水質保全を図る。そのためにも森林の保全整備施策を推進する。また現在以上の開発を防止し、場合によっては、登山客・ハイカー等の入山数を規制する。水源税を導入するとともに、下流の都市市民と水源地住民との交流により水源地の活性化を図る。 上流部.....小河内ダムから羽村取水堰に至る区間で、ダム湖周辺の下水道整備を推進する。多摩川の水量を確保するために、小河内ダムから河川の維持流量を放流する。羽村取水堰で本川流量の80%以上を取水しているため、市民への節水意識の必要性を広報する。下流部の下水道処理場の処理水を高度処理し、本川に戻すシステムを市民合意の下に構築する。 中流部.....羽村取水堰から田園調布堰に至る区間で、都市化の進展が著しい区間である。都市化を規制し、流域としての保水能力（地下への浸透・貯留能力）の再生を図る。瀬と淵、ワンド、濠筋等を復活するとともに、大丸用水堰等既存の堰や頭首工等による水利権（既得権）を見直し、利用量以上の取水を改善する。沿川の河畔林を育成し、水質改善を図る。 下流部.....田園調布堰から大師橋に至る区間で、河川敷内に運動広場が多い。過分な運動広場を一部見直し、利用者の少ない広場を水質浄化用の施設用地（アサザ、ホテイアオイ等の水生植物及び四万十川方式の採用等）として有効活用する。沿川の河畔林を整備すると共に、河川流量を確保するため海水を河口部より導入し、汽水域を創出する。 河口部.....大師橋より下流部で、東京湾への流入区間である。公有水面の埋立により自然の海岸線が消滅し、藻場・干潟もやせている。土砂・栄養分補給により、藻場・干潟を保全整備するとともに、自然の海岸線を復活するよう配慮する。			

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートをつけてください）

以下、市民、企業、NPO、行政（地方公共団体及び国）毎に述べることにします。

市民………節水意識を徹底させ、羽村取水堰からの取水量を低減させる。生活排水の公共下水道汚水管への流入を徹底、水質汚濁を防止する。雨水の再利用と地下浸透を率先する。積極的に河川に親しみ、河川を生活の一部に取り込むように工夫する。

企業………社員へ節水意識を徹底させるとともに、河川の清掃活動を率先し、沿川住民とともにゴミの不法投棄を防止する。河川側に植栽するなど河畔林の形成に協力する。河川への水質汚濁に負荷を与えるような排水を、排除しないように努める。

NPO………河川を活かした地域づくり、町づくりを支援する。総合学習（ゆとりの時間）に対応するため地域の学校と協力し、河川を教育の場として活用する。河川敷内に水辺の楽校、ビオトープ等、生物の生息空間を造成し、学校教育・社会教育・福祉に活用する。カワラノギク、カワラナデシコ等かっての河川に特有な生態系の復活運動をする。

行政………公共下水道処理場の高度処理を推進し、河川に処理水を戻す施策を推進する。

- ・沿川に河畔林を復活させ、土砂流入の防止と栄養分補給を推進する。
- ・河川に人が近づけるように堤防や低水護岸の構造・デザインを工夫する。
- ・誰でもが河川に親しめるようにバリアフリー、ユニバーサルデザインの河川づくりを行う。
- ・瀬と淵、濠筋、ワンド等を形成し、攪乱を起こせる川づくりを行う。
- ・運動広場を見直し、その一部に水質浄化施設を導入する。（水生植物・四万十川方式等）
- ・下流部においては海水を河川に導入し、新たな汽水域を形成し、生態系を豊かにする。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

以下、市民、企業、NPO、行政（地方公共団体及び国）毎に述べることにします。

市民………河川環境改善の意識を常に持って、河川に親しみふれあい、NPO、企業、行政の河川環境改善施策に協力する。

企業………市民と協力し、主体的に河川環境改善に取り組む。また、市民やNPOを積極的に支援するとともに、行政の河川環境改善施策に協力する。

NPO………市民を巻き込みながら、河川を活かした地域づくり、よりよい河川づくりに努力する。水辺の楽校、ビオトープ等の維持管理とそれらの施設を学校教育・福祉に活用する。

行政………河川環境改善の施策を積極的に行う。併せて市民への情報提供、広報、NPOへの支援等を行い、流域全体としてよりよい河川整備のあり方を提案し、実施する。

政策の実施により期待される効果

以下、多摩川の河川区分毎に述べることにします。

源流部………小河内ダム周辺の水源林を保全することで、ダム湖への土砂流入の防止と水質保全を図ることができる。

上流部………ダム湖周辺の下水道整備を推進することにより水質改善を図れる。小河内ダムから河川の維持流量を放流することにより、多摩川の水量を確保できる。

中流部………流域としての保水能力の向上を図ることにより、河川流量を増大させることができる。瀬と淵、ワンド、濠筋等を復活することにより、豊かな生態系を復活できる。既存の堰や頭首工等による水利権（既得権）を見直すことにより、合理的な利水を実現できる。

下流部………過分な運動広場を一部見直し、水質浄化施設を導入することにより、河川水質を改善できる。沿川の河畔林を整備することにより、河川流量を確保できる。海水を河口部より導入することにより、豊かな汽水域、藻場、干潟を創出することができる。

河口部………自然の海岸線を再生することにより、藻場・干潟を再生・復活することができる。自然の海岸線に戻すことにより、豊かな生態系、食物連鎖を復活することができる。

パンフレット等添付資料名

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1 . 多摩川の河川環境改善に関する報告書 | 2 . 水環境グループ活動記録 |
| 3 . 多摩川河川環境ヒアリング調査票 | 4 . 多摩川見学会企画書 1 ~ 3 |
| 5 . 多摩川見学会記録書 1 ~ 4 | 6 . グループ打ち合わせ議事録 |
| 7 . 多摩川流況模式図（非灌漑期） | 8 . 水環境グループ活動記録写真集 1 ~ 16 |

『パンフレット等添付資料名』

- 1 . 多摩川の河川環境改善に関する報告書
- 2 . 水環境グループ活動記録
- 3 . 多摩川河川環境ヒアリング調査票
- 4 . 多摩川見学会企画書 1 ~ 3
- 5 . 多摩川見学会記録書 1 ~ 4
- 6 . グループ打ち合わせ議事録
- 7 . 多摩川流況模式図（非灌漑期）
- 8 . 水環境グループ活動記録写真集 1 ~ 16